

令和 9 年度中学校新 1 年生・義務教育学校後期課程新 7 年生の保護者の皆様へ
就学援助制度
新入学用品費の入学前支給のお知らせ（令和 9 年度）

大崎市では、お子さんが中学校・義務教育学校後期課程に就学する上で経済的な理由によりお困りの保護者に対して、学用品費、学校給食費などの経費の一部を援助しています。その就学援助費のうち、入学に必要な制服などの経費「新入学用品費」を入学前に支給します。

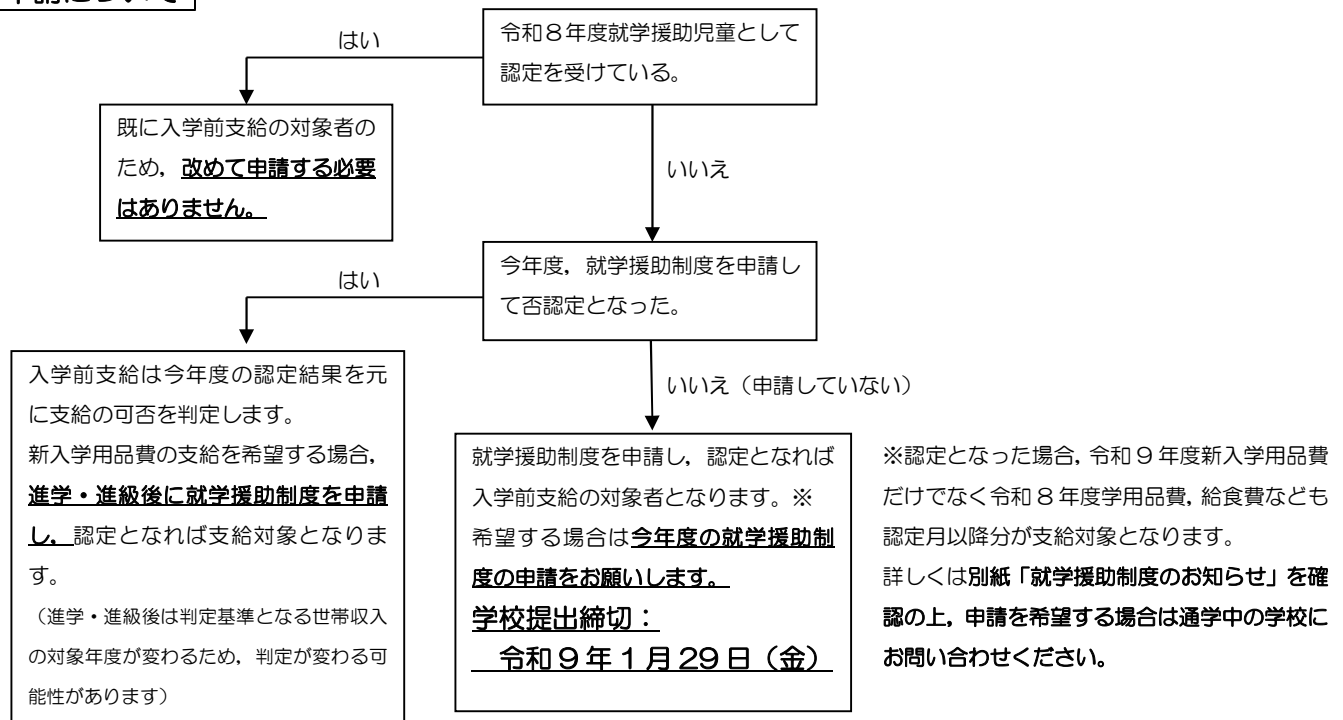
大崎市教育委員会

本制度の対象者

以下の条件にすべて該当する人が対象となります。その上で、世帯の収入や状況により認否を判定します（裏面の準要保護児童生徒認定標準額参照）。

- 1 令和 9 年 2 月 1 日時点で「就学援助児童」として認定されている児童の保護者である人
（今年度就学援助制度を申請していない場合、申請し認定される必要があります。認定条件は別紙「就学援助のお知らせ」を参照してください）
- 2 令和 9 年 2 月 1 日時点で大崎市に居住している人
- 3 令和 9 年 4 月に中学校・義務教育学校後期課程に入学を予定している児童の保護者である人
- 4 生活保護や他市町村の制度で、同様の支給を受けていない人
※生活保護を受給中の人は福祉事務所から同様の費用が支給されるので、本制度の支給対象外になります。

申請について



支給額・支給日について

支 給 額：81,000 円

支給時期：**令和 9 年 2 月下旬**

支給方法：指定の保護者口座へ振込みます。

※支給日などの詳細は**令和 9 年 2 月中旬に各家庭へ発送予定**です。

※支給額・時期等は変更になる場合がありますので、ご了承ください。

裏面へ続く

注意事項

●令和9年度に「新入学用品費」以外の学校給食費などの援助を希望する人は、入学後に就学援助制度を別途申請する必要があります。また、入学前支給を受けた人は入学後の申請で「新入学用品費」は対象となりません。

●転入転出者の取り扱いについて

- (1) 大崎市へ転入する場合、転入前の自治体で同様の支給を受けた人は大崎市で支給対象外となります。
- (2) 大崎市で入学前支給を受けた後に転出した人は、新入学用品費の返納は求めませんが、転出先の自治体到大崎市で支給した旨を通知します。

認定審査は令和7年中の世帯全員の収入・所得(注)や現在の状況で総合的に判断しますが、収入・所得が認定標準額(下表)以下であることが判定の目安となります。

準要保護児童生徒認定標準額(年額)

※下記の額は令和8年9月時点の金額であり、今後変更になる場合があります。

単位:円

	収入 (給与の方) ② (①×倍率)	所得 (給与以外の方) ③ (②×0.65)	算出の基礎				
			大崎市保護基準 ①(算定資料×12)	算出の基礎となる世帯の構成員			倍率
2人世帯	3,172,000	2,061,000	2,440,086	一人親 20-40歳	子 12-17歳		1.3
3人世帯	3,623,000	2,354,000	2,787,606	母 20-40歳 祖母 65-49歳	子 6-11歳		1.3
4人世帯	4,185,000	2,720,000	3,219,504	父 20-40歳 母 20-40歳	子 12-17歳 子 12-17歳		1.3
5人世帯	4,493,000	2,920,000	3,594,612	父 20-40歳 母 20-40歳	子 12-17歳 子 6-11歳	子 6-11歳	1.25
6人世帯	4,815,000	3,129,000	3,852,389	父 20-40歳 母 20-40歳	子 12-17歳 子 6-11歳	子 3-5歳 祖母 65-69歳	1.25
7人以上 (1人ごとに加算)	516,000	335,000	413,052				1.25

注 収入・所得は、給与収入(パート収入含む)・事業所得および恩給、年金、雇用保険その他公的給付並びに資産からの便益または贈与等の金銭換算分を含みます。給与以外の所得がある世帯については、所得(給与所得を含む)で判断します。

詳しい内容については、教育委員会学校教育課にお問い合わせください！

担当：大崎市教育委員会 学校教育課学事担当
電話：0229-23-2212 (内線：3839)